

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る
 宿泊施設の確保に関する協定書（案）

埼玉県知事（以下「甲」という。）と〇〇長【各施設の管理者】（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。なお、当該協定は、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に締結するものとする。

（目的）

第 1 条 この協定は、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症（以下「新型インフルエンザ等感染症等」という。）に係る発生等の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間（以下「新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間」という。）に、甲の要請に基づき、乙において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「感染症法」という。）第 44 条の 3 第 2 項又は第 50 条の 2 第 2 項に規定する宿泊施設を確保することにより、甲が新型インフルエンザ等感染症等の宿泊療養を提供する体制を整備することを目的とする。

（宿泊施設確保の要請）

第 2 条 甲は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、必要があると認めるときは、乙に対し、第 4 条に定める宿泊施設確保措置を講ずるよう要請するものとする。

（甲の役割）

- 第 3 条 甲は、本件施設の確保等に関する次の各号に掲げる業務を実施するものとする。
- 一 本件施設の借り上げ及び宿泊療養の実施に必要な業務（ただし、次条及び第 5 条の規定により乙が行う業務を除く。）に関する事
 - 二 本件施設で療養する者の入所から退所までの間の管理全般に関する事（ただし、第 5 条の規定により乙が行う業務を除く。）
 - 三 関係者との調整に関する事

（宿泊施設確保措置の内容）

第 4 条 乙は、第 2 条の規定による甲からの要請に基づき、別表に定める施設において、次に掲げる宿泊施設確保措置を講ずるものとする。なお、乙は、甲からの要請時にやむを得ない事由により当該数の確保が困難な場合は、理由とあわせてその旨を速やかに甲に伝えるものとする。

対応時期	流行初期期間（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから 3 か月程度）の対応
対応の内容	確保する宿泊施設の居室数：●室
備考	甲からの要請後、原則 4 週間以内に甲から示された居室数を即応化

県協定案

	すること。
--	-------

対応時期	流行初期期間経過後（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）の対応
対応の内容	確保する宿泊施設の居室数：●室
備考	甲からの要請後、原則4週間以内に甲から示された居室数を即応化すること。

（宿泊施設確保措置以外の乙の事務）

第5条 乙は、第4条に規定する宿泊施設確保措置及び確保した居室の提供の他、清掃、消毒、物品等の調達等の宿泊療養の実施に必要な業務のうち、甲乙の協議により乙が実施可能と判断した業務を別紙で定め実施するものとする。

（措置に要する費用の負担）

第6条 第4条及び第5条の規定に基づく措置等に要する費用については、埼玉県予算の範囲内において、甲が負担する。なお、その詳細については、新型インフルエンザ等感染症等が発生した際に、その感染症の性状に合わせて定めるものとする。

（新型インフルエンザ等感染症等に関する最新の知見についての情報提供等）

第7条 新型インフルエンザ等感染症等発生・まん延時において、新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況などが事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、甲は、協定の内容について機動的に変更する又は状況に応じ柔軟に対応を行うことについて、乙と速やかに協議を行うものとする。

（協定の有効期間及び変更）

第8条 本協定の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲と乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

2 第4条に定める宿泊施設確保措置の内容その他この協定の内容を変更する場合、甲又は乙の申し出により協議するものとする。

（協定の措置を講じていないと認められる場合の措置）

第9条 甲は、乙が、正当な理由がなく、第4条に基づく措置を講じていないと認めるときは、乙に対し、感染症法に基づく措置を行うことができるものとする。

（協定の実施状況等の報告）

第10条 乙は、甲から本協定に基づく措置の実施の状況及び当該措置に係る当該宿泊施設の運営の状況その他の事項について報告の求めがあったときは、速やかに当該事項を報告す

県協定案

るものとする。

(疑義等の解決)

第 11 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議し定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を 2 通作成し、甲乙両者記名の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年 4 月 1 日

甲 埼玉県知事 大野 元裕
埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目 1 5 番 1 号

乙 住 所：埼玉県●●●
管 理 者 氏 名：●● ●●

県協定案

別表

物件概要

名称	〇〇ホテル〇〇〇〇
所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇
敷地面積	〇〇㎡
建物の構造・規模	鉄骨造 地上〇〇階
建築面積	〇〇㎡
延面積	〇〇㎡